

# 令和8年度 郡山市次世代自動車導入補助金

地球温暖化対策の推進を図るため、走行時に温室効果ガスを排出しない次世代自動車の導入に補助金を交付します。

申請期間：令和8年4月20日(月)～令和9年3月15日(月)まで

※ 先着順です。補助金額が終了した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。

※ 書類は直接、環境政策課窓口へお持ちください。(郵送不可)



地球環境を見守る  
ちきゅうねこ(★)



補助の要件については、  
裏面をご覧ください。

① 燃料電池自動車	定額	200,000円
② 電気自動車(普通自動車)	定額	100,000円
③ 電気自動車(軽自動車)	定額	50,000円
④ 燃料電池バス【新】	定額	1,000,000円
⑤ 燃料電池トラック【新】	定額	1,000,000円
⑥ 電気バス【新】	定額	500,000円
⑦ 電気トラック【新】	定額	500,000円

※ 電気自動車各種はプラグインハイブリッドを除く

問合せ 郡山市環境政策課 TEL:024-924-2731

詳しくはウェブで【郡山市公式ウェブサイトで「次世代自動車」と検索】

詳しくはこちら



【窓口時間】土・日・祝日・12/29～翌年1/3を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

# 申請に伴うチェックリスト

詳細は、「郡山市次世代自動車導入補助金交付要綱」を御確認ください。

## 補助対象者・補助対象設備について

- 市内に住民票がある個人又は市内に事業所等を有する法人・個人事業主である。  
(リース事業者の場合は、上記に対してリース販売を行う。)
- 自動車検査証の初度登録日が令和8年3月1日から令和9年2月28日までの期間である。
- 購入車両が車両の販売促進活動に使用されない。
- 郡山市税を滞納していない(リースの場合は使用者も含む)。
- 他の地方公共団体の補助金等の交付を受けていない(国、福島県からの補助金等の交付は可)。
- 暴力団関係者等ではない。
- 【リースの場合】リース期間が4年間以上である。
  - 燃料電池車及び電気自動車(普通自動車)、電気自動車(軽自動車) 4年以上
  - 自動車検査証が「自家用」である燃料電池トラック及び電気トラック 5年以上
  - 自動車検査証が「自家用」である燃料電池バス及び電気バス 6年以上
  - 自動車検査証が「事業用」である燃料電池バス及び電気バス、燃料電池トラック及び電気トラック 5年以上
- 【リースの場合】補助金額以上がリース料から値引きされる。

## 申請に必要な書類について

- 1  郡山市次世代自動車導入補助金交付申請書(第1号様式)
- 2  事業報告書(第2号様式)
- 3  自動車検査証の写し
  - 「自動車検査証(小さいもの)」と「自動車検査証記録事項」の2枚がある。
  - バス・トラック以外の車両は自動車検査証の「自家用・事業用の別」が「自家用」である。
  - 「使用者」が市内に住民票がある個人又は市内に事業所等を有する法人・個人事業主である。
  - 「使用の本拠の位置」が市内である。
  - 【リースの場合】「所有者」は申請者である。
  - 【電気自動車の場合】「燃料の種類」が「電気」のみである(プラグインハイブリッドではない)。
  - 【燃料電池自動車の場合】「燃料の種類」が「圧縮水素」又は「圧縮水素・電気」である。
  - 【バスの場合】「用途」が「乗合」かつ「乗車定員」が11人以上である。
  - 【トラックの場合】「用途」が「貨物」かつ「車両総重量」が2.5t超である。
- 4  売買契約書(注文書又は申込書)の写し
  - 申請者本人が契約者である。なお、注文書・申込書を契約書とする約款等があれば要添付
- 5  申請者による購入代金「全額」の支払いが分かるもの(領収書等・ローン契約が確認できるもの等)の写し
- 6  申請者名義の補助金振込先金融機関の通帳の写し  
(金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人が分かるもの)
- 7  【使用者が法人・個人事業主の場合】自動車検査証の「使用の本拠の位置」が分かる書類の写し ※会社パンフレット、法人の登記事項証明書、公共料金の領収書、事業所所在証明書等
- 8  【リースの場合】貸与料金の算定根拠明細書(第3号様式)
- 9  【リースの場合】リース契約書の写し
- 10  修正液を使用していない。
- 11  訂正の場合、二重線で訂正印又は法人代表者本人のサインがある。  
※書類に捨印が無い場合、訂正の必要が生じた際は書類をお返しすることがあります。